

ブリッジ Bridge 5月号

トレンドニュース(令和6年3月分)

◆大阪労働局:有効求人倍率(季調値):1.24倍(前月比0.02P)

「現下の雇用失業情勢は、持ち直しの動きに弱さが見られる。」

◆管内状況(ハローワーク大阪東、大阪中央労働基準監督署)

- ・新規求人数:9,794人と前年同月比2.3%減少。
新規求職申込件数:1,752人と前年同月比10.7%減少。
⇒管内の新規求職者は減少に転じ、依然人材確保が厳しい状況です。
人材確保には是非ハローワークをご利用下さい。

・STOP! 熱中症クールワークキャンペーン期間が始まります!

令和6年5月1日から9月30日までは「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン期間」です。

また、7月は重点取組期間です。

・アルバイトの労働条件を確かめよう!

令和6年4月1日から7月31日までは「アルバイトの労働条件を確かめよう!」キャンペーンを実施しています。

アルバイトを雇うときに、書面で労働条件を示す等、適切な労務管理を行ってください。

なお、不明な点があれば、最寄りの労働基準監督署にお気軽にお問い合わせください。

目次

《お知らせ情報》

- ◆STOP! 熱中症クールワークキャンペーン
- ◆アルバイトの労働条件を確かめよう! ~キャンペーン実施中~
- ◆2024年4月から労働条件明示のルールが変わります
- ◆人材開発支援助成金を利用しやすくするため令和6年4月1日から制度の見直しを行いました

《労働関係法等をわかりやすく解説 教えてJobees(ジョブーズ)》

- ◆第42回「エイジフレンドリーガイドラインって何?」
~高齢労働者の労働災害防止対策に積極的に取り組みましょう!~

《統計情報等》

- ・ハローワーク大阪東の求人・求職状況 ・職業別有効求人倍率表(常用計・フルタイム・パートタイム)
- ・求人賃金と求職者賃金希望賃金の状況(フルタイム・パートタイム)
- ・中途採用者採用時賃金情報(令和6年1月~令和6年3月)
- ・免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数

ハローワーク大阪東

〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-36
ピップビル1~3階

TEL 06-6942-4771



ハローワーク大阪東
ホームページ



大阪中央労働基準監督署

〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10
(大阪中央労働総合庁舎4・5階)

TEL 監督 06-7669-8726

安全衛生 06-7669-8727 労災 06-7669-8728



STOP！熱中症

クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約800人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チュウイカン吉

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組



キャンペーン
実施要項

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/> 労働衛生管理体制の確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/> 暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/> 作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/> 設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/> 休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/> 服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/> 緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/> 教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/> 服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
<input type="checkbox"/> プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組み合わせる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/> 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請**

事業主の皆さんへ

アルバイトの 労働条件を確かめよう！ ～キャンペーン実施中～ 令和6年4月1日～7月31日

1

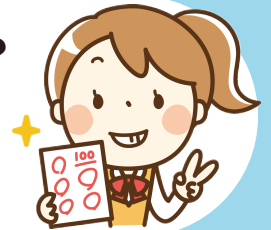
アルバイトを雇うときに、書面で労働条件を示していますか？

※労働者が希望した場合には、メール等（プリントできるもの）での明示も可能です



2

勤務シフトは適切に設定されていますか？
（学生の場合は、学業と両立できるよう配慮していますか？）



3

アルバイトについても、労働時間を適正に把握していますか？



4

アルバイトに、商品を強制的に購入させたりしていませんか？



5

アルバイトの遅刻や欠勤に対して、あらかじめ損害賠償額などを定めたりしていませんか？



労働条件の悩み解消に役立つ情報

ポータルサイト **確かめよう労働条件**



詳しくは
コチラ

1 アルバイトを雇うときも、書面による労働条件の明示が必要です

- 雇い始めてから、「最初の話と違う」といったトラブルが起こらないように、会社から労働条件通知書などの書面を交付し、労働条件を明示する必要があります。**特に次の7項目については必ず書面で明示しなければなりません。**
- 労働者が希望した場合には、メール、FAX等（印刷できるもの）による明示も可能です。
 - ①契約はいつまでか（労働契約の期間に関すること）
 - ②契約期間の定めがある契約を更新する際のきまり（更新の有無、更新上限、更新する場合の判断のしかたなど）
 - ③どこでどんな仕事をするのか（仕事をする場所、仕事の内容、これらの変更の範囲）
 - ④勤務時間や休みはどうなっているのか（仕事の始めと終わりの時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交代制勤務のローテーションなど）
 - ⑤バイト代（賃金）はどのように支払われるのか（バイト代の決め方、計算と支払いの方法、支払日）
 - ※バイト代などの賃金は都道府県ごとに「最低賃金」が定められており、これを下回することはできません。
 - また、高校生アルバイトや雇入れ後の研修期間中も、最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。
 - ⑥辞めるときのきまり（退職・解雇に関すること）
 - ⑦その契約期間内に労働者が労働契約法第18条第1項の無期転換申込みをすることができることとなる有期労働契約の締結の場合においては、無期転換申込みに関する事項及び無期転換後の労働条件

2 学業とアルバイトが両立できるようなシフトを適切に設定しましょう

- 大学生等に対するアルバイトに関する意識調査（平成27年厚生労働省実施）では、「試験の準備期間や試験期間中に休めなかったり、授業に出られないほどのシフトを入れられた、または変更された」といった回答がありました。
学生は学業が本分であり、学業とアルバイトが適切な形で両立できる環境を整えるよう配慮する必要があります。
- 採用時に合意したシフトの変更などの労働契約の内容の変更については、労働契約法第8条により労働者と使用者の合意が必要であり、**使用者が一方向的に急なシフト変更を命じることはできません。**

3 学生アルバイトの労働時間を適切に把握する必要があります

- アルバイトも、労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録する必要があります。
- 就業を命じた業務に必要な準備や片付けの時間、参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練を受講していた時間も労働時間となります。
- 原則として労働時間の端数は1分でも切り捨てることはできません。
- アルバイトにも残業手当の支払いは必要です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouzikan/070614-2.html

4 商品を強制的に購入させることはできません また、一方的その代金を賃金から控除することもできません

- アルバイトが**希望していないのに、商品を強制的に購入させることはできません。**アルバイト本人が希望して商品を購入した場合でも、賃金から、労使協定なしに一方向的に商品代金を差し引くことは、労働基準法違反です。

5 アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません

- アルバイトの遅刻や欠勤などによる労働契約の不履行や不法行為に対して、**あらかじめ損害賠償額等を定めることはできません。**
- 遅刻を繰り返すなどにより職場の秩序を乱すなどの規律違反をしたことへの制裁として、就業規則に基づいて、本来受けるべき賃金の一部を減額する場合でも**無制限に減給することはできません。**1回の減給金額は平均賃金の1日分の半額を超えてはなりません。また、複数にわたって規律違反をしたとしても、減給の総額が一賃金支払期における金額（月給制なら月給の金額）の10分の1以下でなくてはなりません。

平日夜間・土日祝の相談は
労働条件相談ほっとラインへ!

☎ 0120-811-610 **無料**
月～金：17時～22時
土・日・祝日：9時～21時

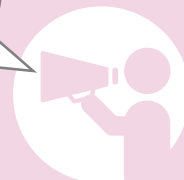


2024年4月から

労働条件明示のルール

が変わります

詳しくは裏面や
厚生労働省ホームページ
もご覧ください！



労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期労働契約の 締結時と更新時	2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容 併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者に あらかじめ 説明することが必要になります。
無期転換ルール※に基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時	3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※ 同一の利用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるとときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

全ての労働者に対する明示事項

1

就業場所・業務の変更の範囲の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」※1 についても明示が必要になります。

有期契約労働者に対する明示事項等

2

更新上限の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要になります。

更新上限を新設・短縮する場合の説明 【雇止め告示※2の改正】

下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者にあらかじめ(更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで)説明することが必要になります。

- 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
- 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合

3

無期転換申込機会の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機会)の明示が必要になります。

4

無期転換後の労働条件の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

均衡を考慮した事項の説明 【雇止め告示※2の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者(正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者)とのバランスを考慮した事項※4(例:業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など)について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

- ※1 「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。
- ※2 有期契約労働者の雇止めや契約期間について定めた厚生労働大臣告示(有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準)
- ※3 初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに、今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。
- ※4 労働契約法第3条第2項において、労働契約は労働者と使用者が就業の実態に応じて均衡を考慮しつつ締結又は変更すべきものとされています。

(注) 無期転換ルールの適用を免れる意図をもって、無期転換申込権が発生する前の雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、「有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図る」という労働契約法第18条の趣旨に照らして望ましいものではありません。

詳しい情報や相談先はこちら

- 改正事項の詳細を知りたい → 厚生労働省ウェブサイト ①
- 無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい → 無期転換ポータルサイト ②
- 今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について → 都道府県労働局/監督課、雇用環境・均等部(室)、全国の労働基準監督署 ③



人材開発支援助成金を利用しやすくするため 令和6年4月1日から制度の見直しを行いました

「人材開発支援助成金」とは

事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。このリーフレットでは、令和6年4月1日から見直される主な内容についてご紹介しています。

訓練コース名	対象訓練	各コースの見直し	コース共通の見直し
人への投資促進コース	高度デジタル人材の育成のための訓練や労働者が自発的に受講した訓練など	1 長期教育訓練休暇制度の拡充	5 添付書類の簡素化など
		2 自発的職業能力開発訓練の拡充	
		3 高度デジタル人材訓練の拡充	
人材育成支援コース	10時間以上のOFF-JTによる訓練やOFF-JTとOJTを組み合わせた訓練	4 添付書類の簡素化	
事業展開等リスキリング支援コース	事業展開やDX等に伴い新たな分野で必要となる知識などを習得させるための訓練		

1 人への投資促進コース（長期教育訓練休暇制度）の拡充

- ① 日単位の休暇取得に加え、**時間単位の休暇取得も助成対象**としました。
- ② 休暇取得について「10日以上連続とし、1回は30日以上連続して取得すること」を要件としていましたが、「**1日単位の休暇を10日以上連続で1回以上取得し、合計30日以上取得すること**」としました。
- ③ 有給の場合に助成される賃金助成について、次の表のとおり拡充しました。

	現行		令和6年4月～	
	賃金助成	上限日数	賃金助成	上限時間数
中小企業	6,000円/日	150日	960円/時※1	1,600時間※2
大企業			760円/時	1,200時間

※1 1日8時間換算で7,680円/日・人に拡充 ※2 1日8時間換算で200日/人に拡充

2 人への投資促進コース（自発的職業能力開発訓練）の拡充

- ① 訓練時間数要件について、「20時間以上」から「**10時間以上**」としました。
- ② 助成対象訓練の内容について、「**職務関連以外の訓練**」も助成対象としました。



3 人への投資促進コース（高度デジタル人材訓練）の拡充

対象となる訓練に、「DX推進スキル標準（DSS-P）」（※3）においてレベル3及び4となるものであって、「DX推進スキル標準（DSS-P）と認定試験・資格とのマップ」（※4）に掲載されている認定試験・資格の取得を目標とする訓練を追加するとともに、当該認定試験・資格の受験料も助成対象（※5）としました。

※3 経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構（IPA）により策定された、DXを推進する人材の役割や習得すべきスキルの指標のことをいう。DX推進スキル標準（DSS-P）について（IPAのHP）：

https://www.ipa.go.jp/jinzai/skill-standard/dss/about_dss-p.html

※4 NPO法人スキル標準ユーザー協会により直近公表されているマップをいう。協会のHP：<https://www.ssug.jp/>

※5 人への投資促進コースの成長分野等人材訓練でも「DX推進スキル標準（DSS-P）」レベル3、4が助成対象になります。また、人への投資促進コースの情報技術分野認定実習併用職業訓練及び事業展開等リスキリング支援コースでも「DX推進スキル標準（DSS-P）」レベル2、3、4の資格試験の受験料が助成対象となります。ただし、資格試験は原則として訓練修了後6か月以内に受験する必要があるため、一の訓練実施計画届につき1回まで助成対象となります。

4 人材育成支援コースの申請書類の簡素化

- ① 人材育成支援コースの計画届提出時に必要であった「対象労働者（有期契約労働者等）に関する確認書（様式第17号）」を廃止し、「職業訓練実施計画届（様式第1-1号）」の様式内の記載事項に統合しました。
- ② 定期的なキャリアコンサルティングの実施について事業内職業能力開発計画等で定めていることを確認するための書類の提出が不要になりました（個別に労働局長から規定のある文書の提出を求める場合があります。また、実地調査時は原本を確認します。）。

5 コース共通の見直し

- ① 公共職業能力開発施設など特定の訓練機関（※6）が実施する訓練の場合、当該訓練機関を修了等していることが確認できれば、「実訓練時間数の8割以上の受講」の要件を満たしたとみなすこととしました。
- ② OFF-JTとOJTを組み合わせて実施する訓練の支給申請時に必要であった「OJT実施状況報告書」と「OJT訓練日誌」の2つの様式を「OJT実施状況報告書（OJT訓練日誌）」に統合しました。
- ③ 特定の訓練機関（※6）が実施する訓練の場合、支給申請時に必要であった「訓練で使用した教材の目次の写し」の提出が不要になりました。
- ④ OFF-JTを在宅・サテライトオフィス等においてeラーニング、通信制又は同時双方向型の通信訓練により実施する場合、テレワーク勤務を制度として導入し、当該制度を労働協約、就業規則等に規定していることがわかる書類の提出が必要になります。
- ⑤ eラーニング・通信制による訓練について、実施場所を変更する場合は、当初計画していた訓練実施日又は変更後の訓練実施日のいずれか早い方の前日までに変更届の提出が必要となりました。
- ⑥ 令和6年3月に創設された「団体等検定」（※7）の受検料等を助成対象としました。

※6 公共職業能力開発施設、認定職業訓練施設（認定職業訓練を行う場合に限る。）、学校教育法に規定する大学、大学院、専修学校もしくは各種学校、中小企業大学校又は専門実践教育訓練等の講座指定を受けた訓練機関（専門実践教育訓練等の指定講座を行う場合に限る。）

※7 団体等検定制度について（厚生労働省のHP）：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/ability_skill/dantaitou/index.html

※人材開発支援助成金としては、訓練講座への厚生労働省からの認定行為等はありません。

※本リーフレットに記載の内容以外にも、助成の要件がありますので、詳しくは下記のURLからホームページをご覧ください。https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html



★教えて Jobees (ジョビーズ)

エイジフレンドリーガイドラインって何??

～高齢労働者の労働災害防止対策に積極的に取り組みましょう！～



エイジフレンドリーガイドラインとは、

「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」

の通称で、高齢労働者が安心・安全に働ける職場環境づくり等を推進するために、高齢労働者を使用する事業者 及び 労働者 に取組が求められる事項を具体的に示したものです。

高齢労働者を使用する事業者は、国や関係団体等による支援も活用して、法令で定められた対策に加えて、実施可能な高齢労働者の労働災害防止対策に積極的に取り組みましょう！

具 体 的 な 取 組

1	安全衛生管理体制の確立等	<ul style="list-style-type: none"> ・経営トップによる方針表明及び体制整備 ・危険源の特定等のリスクアセスメントの実施
2	職場環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・身体機能の低下を補う設備・装置の導入（ハード面の対策） ・高齢労働者の特性を考慮した作業管理（ソフト面の対策）
3	高齢労働者の健康や体力の状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・健康状況の把握 ・体力の状況の把握 ・健康や体力の状況に関する情報の取扱い
4	高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置 ・高齢労働者の状況に応じた業務の提供 ・心身両面にわたる健康保持増進措置
5	安全衛生教育	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢労働者に対する教育 ・管理監督者等に対する教育

国や関係団体等による支援もご活用ください！

厚生労働省 HP

安全+第一

リーフレット

SAFE コンソーシアムへの参加、SAFE アワードへの応募、他社事例の活用等はこちら

中央労働災害防止協会の専門家による個別事業場コンサルティング等の活用はこちら

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 HP の他社事例の参照はこちら

ハローワーク大阪東の求人・求職状況

1. 産業別新規求人数

	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	令和6年3月	前年同月	前年同月比	令和6年3月	前年同月	前年同月比
計	9,794	10,025	▲ 2.3	66,449	72,426	▲ 8.3
建設業	398	574	▲ 30.7	5,407	6,790	▲ 20.4
製造業	672	855	▲ 21.4	4,848	5,481	▲ 11.5
情報通信業	715	662	8.0	2,967	2,551	16.3
運輸業,郵便業	330	339	▲ 2.7	4,472	5,296	▲ 15.6
卸売業,小売業	1,404	1,082	29.8	7,574	8,018	▲ 5.5
学術研究,専門・技術サービス業	733	677	8.3	2,354	2,521	▲ 6.6
宿泊業,飲食サービス業	753	510	47.6	4,968	5,405	▲ 8.1
生活関連サービス業,娯楽業	214	214	0.0	2,373	2,092	13.4
教育,学習支援業	153	115	33.0	1,095	894	22.5
医療,福祉	1,952	2,011	▲ 2.9	17,806	19,252	▲ 7.5
サービス業 (他に分類されないもの)	1,357	1,803	▲ 24.7	9,102	10,251	▲ 11.2

2. 職業別新規求職申込件数

	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	令和6年3月	前年同月	前年同月比	令和6年3月	前年同月	前年同月比
職業計	1,750	1,955	▲ 10.5	26,199	29,394	▲ 10.9
A 管理的職業従事者	15	4	275.0	107	119	▲ 10.1
B 専門的・技術的職業従事者	283	316	▲ 10.4	3,923	4,555	▲ 13.9
C 事務従事者	579	567	2.1	6,601	7,381	▲ 10.6
D 販売従事者	106	139	▲ 23.7	1,546	1,892	▲ 18.3
E サービス職業従事者	133	184	▲ 27.7	2,574	3,116	▲ 17.4
F 保安職業従事者	9	10	▲ 10.0	253	245	3.3
G 農林漁業従事者	3	4	▲ 25.0	68	99	▲ 31.3
H 生産工程従事者	53	70	▲ 24.3	1,178	1,309	▲ 10.0
I 輸送・機械運転従事者	52	49	6.1	940	984	▲ 4.5
J 建設・採掘従事者	9	19	▲ 52.6	227	259	▲ 12.4
K 運搬・清掃・包装等従事者	136	154	▲ 11.7	2,696	3,101	▲ 13.1

3. 就職件数の推移

	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3
大阪東	591	439	426	429	401	356	391	403	379	332	308	434	531
大阪労働局	6,986	6,905	6,391	6,488	5,753	5,496	6,064	6,239	5,871	5,253	4,808	5,902	6,610

職業別有効求人倍率表 常用計

令和6年3月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)
職業計	28,558	12,305	2.32	186,710	160,785	1.16
01管理的職業	43	45	0.96	405	494	0.82
02研究・技術の職業	2,835	508	5.58	14,416	6,335	2.28
006開発技術者	239	41	5.83	1,189	593	2.01
007製造技術者	174	88	1.98	1,078	1,442	0.75
008建築・土木・測量技術者	1,024	61	16.79	4,125	814	5.07
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	859	185	4.64	5,312	2,154	2.47
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	409	454	0.90	2,023	5,221	0.39
017デザイナー	144	232	0.62	654	2,701	0.24
04医療・看護・保健の職業	1,589	461	3.45	15,559	6,352	2.45
023看護師、准看護師	860	233	3.69	7,145	3,091	2.31
024医療技術者	261	66	3.95	2,875	1,036	2.78
025栄養士、管理栄養士	93	28	3.32	1,810	413	4.38
026あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師	114	38	3.00	845	518	1.63
028保健医療関係助手	162	40	4.05	1,903	611	3.11
05保育・教育の職業	783	148	5.29	6,061	2,381	2.55
029.031.032その他の保育・教育の職業	596	129	4.62	5,127	2,059	2.49
06事務的職業	3,921	3,915	1.00	19,705	41,646	0.47
033総務・人事・企画事務の職業	373	367	1.02	1,753	3,686	0.48
034一般事務・秘書・受付の職業	912	2,438	0.37	5,560	25,615	0.22
037医療・介護事務の職業	326	124	2.63	2,733	2,165	1.26
038会計事務の職業	675	261	2.59	1,995	2,922	0.68
040営業・販売関連事務の職業	506	214	2.36	2,190	2,116	1.03
07販売・営業の職業	4,325	622	6.95	15,516	8,314	1.87
045販売員	1,885	251	7.51	7,323	3,996	1.83
048営業の職業	2,005	336	5.97	7,279	3,989	1.82
08福祉・介護の職業	3,140	471	6.67	26,613	6,865	3.88
049福祉・介護の専門的職業	885	223	3.97	7,760	2,424	3.20
050施設介護の職業	1,397	218	6.41	13,548	4,035	3.36
051訪問介護の職業	858	30	28.60	5,305	406	13.07
09サービスの職業	4,670	634	7.37	29,216	8,364	3.49
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	94	95	0.99	3,472	1,194	2.91
055飲食物調理の職業	2,118	231	9.17	17,168	3,177	5.40
056接客・給仕の職業	1,725	167	10.33	5,425	2,024	2.68
057居住施設・ビル等の管理の職業	477	67	7.12	1,457	1,000	1.46
10警備・保安の職業	755	50	15.10	6,470	978	6.62
12製造・修理・塗装・製図等の職業	1,218	393	3.10	11,708	6,494	1.80
071製品製造・加工処理工（金属製品）	199	75	2.65	2,892	1,363	2.12
072製品製造・加工処理工（食料品等）	125	31	4.03	1,235	643	1.92
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	392	89	4.40	2,434	1,257	1.94
074機械組立工	103	40	2.58	1,046	701	1.49
075機械整備・修理工	131	28	4.68	1,752	546	3.21
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	172	90	1.91	1,079	1,172	0.92
13配送・輸送・機械運転の職業	1,531	319	4.80	13,753	5,768	2.38
082配送・集荷の職業	416	98	4.24	2,386	1,733	1.38
083貨物自動車運転の職業	145	57	2.54	3,291	1,267	2.60
085乗用車運転の職業	741	81	9.15	5,117	1,072	4.77
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	177	32	5.53	1,235	646	1.91
14建設・土木・電気工事の職業	478	50	9.56	7,710	1,129	6.83
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	194	18	10.78	2,457	383	6.42
094電気・通信工事の職業	119	16	7.44	1,419	415	3.42
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	2,828	1,364	2.07	17,081	21,190	0.81
095荷役・運搬作業員	629	103	6.11	3,005	2,192	1.37
096清掃・洗浄作業員	1,664	286	5.82	8,763	4,380	2.00
（IT関連計）	1,937	682	2.84	11,137	7,857	1.42
（福祉関連計）	4,146	666	6.23	35,495	9,972	3.56
（介護関連小計）	3,048	378	8.06	26,020	6,030	4.32

※ 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。

職業別有効求人倍率表 フルタイム

令和6年3月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	有効求人人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)	有効求人人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)
職業計	17,021	8,067	2.11	114,378	99,901	1.14
01管理的職業	41	40	1.03	391	437	0.89
02研究・技術の職業	2,768	452	6.12	14,114	5,538	2.55
006開発技術者	230	40	5.75	1,156	509	2.27
007製造技術者	171	75	2.28	1,027	1,209	0.85
008建築・土木・測量技術者	1,002	51	19.65	4,019	688	5.84
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	848	167	5.08	5,277	1,951	2.70
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	222	375	0.59	1,045	4,194	0.25
017デザイナー	90	197	0.46	316	2,265	0.14
04医療・看護・保健の職業	959	289	3.32	9,895	3,896	2.54
023看護師、准看護師	446	146	3.05	4,195	1,776	2.36
024医療技術者	181	41	4.41	1,903	718	2.65
025栄養士、管理栄養士	81	23	3.52	1,623	313	5.19
026あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師	92	24	3.83	587	384	1.53
028保健医療関係助手	99	22	4.50	1,009	366	2.76
05保育・教育の職業	367	88	4.17	2,744	1,343	2.04
029.031.032その他の保育・教育の職業	364	84	4.33	2,621	1,228	2.13
06事務的職業	2,211	2,763	0.80	11,528	28,211	0.41
033総務・人事・企画事務の職業	299	302	0.99	1,372	2,886	0.48
034一般事務・秘書・受付の職業	502	1,687	0.30	2,964	16,827	0.18
037医療・介護事務の職業	233	77	3.03	1,534	1,410	1.09
038会計事務の職業	367	211	1.74	1,326	2,267	0.58
040営業・販売関連事務の職業	383	187	2.05	1,723	1,757	0.98
07販売・営業の職業	3,633	488	7.44	12,580	6,189	2.03
045販売員	1,250	141	8.87	4,585	2,202	2.08
048営業の職業	1,953	315	6.20	7,135	3,713	1.92
08福祉・介護の職業	1,633	315	5.18	14,171	4,226	3.35
049福祉・介護の専門的職業	640	157	4.08	5,397	1,569	3.44
050施設介護の職業	676	144	4.69	6,588	2,462	2.68
051訪問介護の職業	317	14	22.64	2,186	195	11.21
09サービスの職業	1,352	387	3.49	12,305	4,499	2.74
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	63	64	0.98	2,548	823	3.10
055飲食物調理の職業	489	129	3.79	5,869	1,528	3.84
056接客・給仕の職業	582	107	5.44	2,768	1,160	2.39
057居住施設・ビル等の管理の職業	111	35	3.17	449	431	1.04
10警備・保安の職業	498	30	16.60	3,457	557	6.21
12製造・修理・塗装・製図等の職業	892	320	2.79	9,372	5,163	1.82
071製品製造・加工処理工（金属製品）	183	66	2.77	2,675	1,173	2.28
072製品製造・加工処理工（食料品等）	28	20	1.40	573	387	1.48
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	243	63	3.86	1,655	904	1.83
074機械組立工	89	34	2.62	899	574	1.57
075機械整備・修理工	126	27	4.67	1,622	478	3.39
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	147	78	1.88	969	993	0.98
13配送・輸送・機械運転の職業	1,136	244	4.66	10,579	4,381	2.41
082配送・集荷の職業	281	79	3.56	1,614	1,361	1.19
083貨物自動車運転の職業	144	52	2.77	3,123	1,143	2.73
085乗用車運転の職業	518	49	10.57	3,487	586	5.95
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	157	30	5.23	1,099	533	2.06
14建設・土木・電気工事の職業	460	41	11.22	7,451	994	7.50
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	190	15	12.67	2,380	338	7.04
094電気・通信工事の職業	115	12	9.58	1,380	368	3.75
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	836	559	1.50	4,458	8,052	0.55
095荷役・運搬作業員	496	74	6.70	2,029	1,470	1.38
096清掃・洗浄作業員	206	93	2.22	1,040	1,225	0.85
（IT関連計）	1,746	560	3.12	10,047	6,432	1.56
（福祉関連計）	2,147	438	4.90	19,402	6,039	3.21
（介護関連小計）	1,536	250	6.14	13,594	3,680	3.69

※ 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。

職業別有効求人倍率表 パートタイム

令和6年3月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)
職業計	11,537	4,238	2.72	72,332	60,884	1.19
01管理的職業	2	5	0.40	14	57	0.25
02研究・技術の職業	67	56	1.20	302	797	0.38
006開発技術者	9	1	9.00	33	84	0.39
007製造技術者	3	13	0.23	51	233	0.22
008建築・土木・測量技術者	22	10	2.20	106	126	0.84
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	11	18	0.61	35	203	0.17
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	187	79	2.37	978	1,027	0.95
017デザイナー	54	35	1.54	338	436	0.78
04医療・看護・保健の職業	630	172	3.66	5,664	2,456	2.31
023看護師、准看護師	414	87	4.76	2,950	1,315	2.24
024医療技術者	80	25	3.20	972	318	3.06
025栄養士、管理栄養士	12	5	2.40	187	100	1.87
026あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師	22	14	1.57	258	134	1.93
028保健医療関係助手	63	18	3.50	894	245	3.65
05保育・教育の職業	416	60	6.93	3,317	1,038	3.20
029.031.032その他の保育・教育の職業	232	45	5.16	2,506	831	3.02
06事務的職業	1,710	1,152	1.48	8,177	13,435	0.61
033総務・人事・企画事務の職業	74	65	1.14	381	800	0.48
034一般事務・秘書・受付の職業	410	751	0.55	2,596	8,788	0.30
037医療・介護事務の職業	93	47	1.98	1,199	755	1.59
038会計事務の職業	308	50	6.16	669	655	1.02
040営業・販売関連事務の職業	123	27	4.56	467	359	1.30
07販売・営業の職業	692	134	5.16	2,936	2,125	1.38
045販売員	635	110	5.77	2,738	1,794	1.53
048営業の職業	52	21	2.48	144	276	0.52
08福祉・介護の職業	1,507	156	9.66	12,442	2,639	4.71
049福祉・介護の専門的職業	245	66	3.71	2,363	855	2.76
050施設介護の職業	721	74	9.74	6,960	1,573	4.42
051訪問介護の職業	541	16	33.81	3,119	211	14.78
09サービスの職業	3,318	247	13.43	16,911	3,865	4.38
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	31	31	1.00	924	371	2.49
055飲食物調理の職業	1,629	102	15.97	11,299	1,649	6.85
056接客・給仕の職業	1,143	60	19.05	2,657	864	3.08
057居住施設・ビル等の管理の職業	366	32	11.44	1,008	569	1.77
10警備・保安の職業	257	20	12.85	3,013	421	7.16
12製造・修理・塗装・製図等の職業	326	73	4.47	2,336	1,331	1.76
071製品製造・加工処理工（金属製品）	16	9	1.78	217	190	1.14
072製品製造・加工処理工（食料品等）	97	11	8.82	662	256	2.59
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	149	26	5.73	779	353	2.21
074機械組立工	14	6	2.33	147	127	1.16
075機械整備・修理工	5	1	5.00	130	68	1.91
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	25	12	2.08	110	179	0.61
13配送・輸送・機械運転の職業	395	75	5.27	3,174	1,387	2.29
082配送・集荷の職業	135	19	7.11	772	372	2.08
083貨物自動車運転の職業	1	5	0.20	168	124	1.35
085乗用車運転の職業	223	32	6.97	1,630	486	3.35
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	20	2	10.00	136	113	1.20
14建設・土木・電気工事の職業	18	9	2.00	259	135	1.92
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	4	3	1.33	77	45	1.71
094電気・通信工事の職業	4	4	1.00	39	47	0.83
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,992	805	2.47	12,623	13,138	0.96
095荷役・運搬作業員	133	29	4.59	976	722	1.35
096清掃・洗浄作業員	1,458	193	7.55	7,723	3,155	2.45
（IT関連計）	191	122	1.57	1,090	1,425	0.76
（福祉関連計）	1,999	228	8.77	16,093	3,933	4.09
（介護関連小計）	1,512	128	11.81	12,426	2,350	5.29

※ 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。

求人賃金と求職者希望賃金の状況 フルタイム

令和6年3月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	求人賃金		求職希望賃金	求人賃金		求職希望賃金
	下限	上限		下限	上限	
職業計	228,988	315,933	236,541	229,883	302,933	235,701
01管理的職業	244,900	301,400	286,154	282,423	380,275	342,892
02研究・技術の職業	273,490	481,758	259,821	263,664	435,546	271,811
006開発技術者	243,391	399,071	250,000	233,620	378,868	299,412
007製造技術者	266,182	380,999	187,143	236,604	346,456	255,692
008建築・土木・測量技術者	301,130	573,172	336,364	282,004	476,829	313,874
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	244,419	402,947	258,095	262,011	443,557	253,911
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	232,106	319,820	250,000	226,937	337,716	236,471
017デザイナー	221,538	297,962	254,783	221,644	322,785	235,484
04医療・看護・保健の職業	247,244	303,109	257,667	247,130	297,847	256,710
023看護師、准看護師	264,724	307,536	267,222	261,512	309,631	276,165
024医療技術者	250,595	309,677	261,250	252,581	307,703	252,214
025栄養士、管理栄養士	193,679	251,937	225,000	207,025	249,579	209,718
026あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師	231,900	308,300	--	244,010	319,477	254,074
028保健医療関係助手	187,489	222,807	190,000	188,252	220,072	196,912
05保育・教育の職業	210,888	281,620	261,667	213,303	253,907	224,691
029.031.032その他の保育・教育の職業	211,520	283,023	261,667	214,822	257,003	225,706
06事務的職業	213,535	262,626	215,896	208,653	260,161	215,892
033総務・人事・企画事務の職業	224,239	278,948	244,444	221,400	278,588	238,261
034一般事務・秘書・受付の職業	196,773	238,985	206,348	199,278	241,774	209,346
037医療・介護事務の職業	191,490	244,118	197,692	192,217	237,644	198,075
038会計事務の職業	239,138	275,494	228,889	227,931	289,587	224,006
040営業・販売関連事務の職業	216,696	268,421	242,059	208,198	261,380	238,165
07販売・営業の職業	221,044	305,982	263,924	228,590	311,736	260,145
045販売員	200,366	248,758	204,762	213,191	276,630	215,586
048営業の職業	226,418	305,493	285,965	234,079	320,349	280,546
08福祉・介護の職業	225,139	258,981	232,000	226,617	260,028	230,401
049福祉・介護の専門的職業	232,779	275,292	240,769	236,843	274,301	244,196
050施設介護の職業	215,600	246,164	224,545	217,076	246,275	221,333
051訪問介護の職業	229,736	251,633	200,000	221,738	254,443	205,185
09サービスの職業	214,702	268,225	244,000	235,532	287,476	225,255
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	217,500	327,500	258,000	262,431	325,098	214,336
055飲食物調理の職業	220,590	280,218	274,615	226,644	277,212	245,022
056接客・給仕の職業	232,314	287,282	228,889	230,828	279,459	226,910
057居住施設・ビル等の管理の職業	183,948	194,372	188,750	184,818	195,900	195,059
10警備・保安の職業	191,254	215,654	175,000	192,726	212,971	192,524
12製造・修理・塗装・製図等の職業	210,407	293,642	228,158	212,257	294,541	234,897
071製品製造・加工処理工（金属製品）	199,178	271,094	226,667	213,038	296,227	250,091
072製品製造・加工処理工（食料品等）	221,550	300,000	250,000	207,940	255,938	222,179
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	203,116	265,420	202,500	207,518	264,143	223,659
074機械組立工	203,769	284,314	190,000	209,258	302,078	219,540
075機械整備・修理工	214,370	334,673	215,000	215,547	312,283	244,058
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	238,356	334,253	252,500	225,462	341,875	240,153
13配送・輸送・機械運転の職業	218,233	262,029	294,091	232,111	284,487	261,079
082配送・集荷の職業	210,551	266,852	300,000	223,739	274,905	251,206
083貨物自動車運転の職業	244,120	288,477	317,692	255,982	322,858	289,032
085乗用車運転の職業	207,273	226,801	281,538	204,734	227,858	262,950
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	209,514	273,404	250,000	220,647	279,920	239,500
14建設・土木・電気工事の職業	258,744	395,671	260,000	237,257	362,166	255,723
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	261,820	430,025	250,000	234,052	359,480	263,208
094電気・通信工事の職業	251,511	355,045	180,000	234,521	364,966	254,655
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	200,520	224,917	202,105	203,504	240,448	202,713
095荷役・運搬作業員	212,764	261,524	221,429	200,608	233,827	211,943
096清掃・洗浄作業員	200,171	209,040	198,571	207,438	241,410	193,043
（IT関連計）	246,393	391,188	249,508	254,714	415,685	250,013
（福祉関連計）	234,532	271,954	245,119	235,773	273,858	248,316
（介護関連小計）	223,885	258,389	224,878	225,028	258,185	231,678

※ 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。

求人賃金と求職者希望賃金の状況 パートタイム

令和6年3月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	求人賃金		求職希望賃金	求人賃金		求職希望賃金
	下限	上限		下限	上限	
職業計	1,177	1,253	1,154	1,196	1,306	1,147
01管理的職業	--	--	--	2,250	2,500	1,641
02研究・技術の職業	1,484	2,134	1,298	1,418	1,829	1,381
006開発技術者	--	--	--	1,221	1,546	1,390
007製造技術者	--	--	1,064	1,257	1,341	1,183
008建築・土木・測量技術者	1,713	2,850	--	1,605	2,061	1,590
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	1,210	1,621	1,064	1,257	2,076	1,258
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	1,695	1,795	1,250	1,337	1,524	1,226
017デザイナー	1,097	1,187	1,321	1,134	1,362	1,159
04医療・看護・保健の職業	1,789	1,954	1,654	1,650	1,853	1,572
023看護師、准看護師	1,718	1,836	1,578	1,691	1,863	1,584
024医療技術者	1,792	2,038	1,600	1,780	2,049	1,554
025栄養士、管理栄養士	1,281	1,324	1,064	1,197	1,296	1,114
026あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師	1,260	1,585	--	1,401	1,717	1,331
028保健医療関係助手	1,187	1,245	1,155	1,143	1,245	1,115
05保育・教育の職業	1,166	1,322	1,933	1,212	1,340	1,241
029.031.032その他の保育・教育の職業	1,219	1,421	2,217	1,224	1,360	1,262
06事務的職業	1,165	1,273	1,113	1,144	1,259	1,118
033総務・人事・企画事務の職業	1,219	1,481	1,108	1,187	1,313	1,135
034一般事務・秘書・受付の職業	1,140	1,189	1,110	1,128	1,211	1,109
037医療・介護事務の職業	1,145	1,216	1,122	1,127	1,230	1,103
038会計事務の職業	1,247	1,429	1,064	1,211	1,420	1,162
040営業・販売関連事務の職業	1,183	1,307	1,246	1,149	1,287	1,214
07販売・営業の職業	1,064	1,116	1,092	1,131	1,285	1,102
045販売員	1,064	1,098	1,085	1,128	1,282	1,088
048営業の職業	1,225	1,392	--	1,188	1,346	1,226
08福祉・介護の職業	1,216	1,331	1,164	1,228	1,378	1,141
049福祉・介護の専門的職業	1,239	1,345	1,140	1,267	1,392	1,146
050施設介護の職業	1,172	1,296	1,170	1,191	1,298	1,132
051訪問介護の職業	1,270	1,378	1,250	1,284	1,580	1,203
09サービスの職業	1,098	1,135	1,098	1,098	1,176	1,092
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	1,205	1,617	1,500	1,074	1,341	1,131
055飲食物調理の職業	1,072	1,113	1,074	1,095	1,151	1,080
056接客・給仕の職業	1,119	1,154	1,079	1,105	1,183	1,098
057居住施設・ビル等の管理の職業	1,112	1,118	1,083	1,097	1,103	1,083
10警備・保安の職業	1,113	1,210	1,064	1,148	1,225	1,072
12製造・修理・塗装・製図等の職業	1,113	1,205	1,149	1,124	1,243	1,180
071製品製造・加工処理工（金属製品）	1,143	1,225	1,064	1,131	1,261	1,635
072製品製造・加工処理工（食料品等）	1,109	1,129	1,500	1,121	1,191	1,105
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	1,115	1,215	1,076	1,110	1,244	1,090
074機械組立工	1,150	1,300	--	1,136	1,250	1,096
075機械整備・修理工	1,100	1,100	--	1,210	1,414	1,113
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	1,065	1,350	1,167	1,183	1,431	1,139
13配送・輸送・機械運転の職業	1,168	1,249	1,114	1,162	1,240	1,129
082配送・集荷の職業	1,160	1,312	1,211	1,161	1,275	1,131
083貨物自動車運転の職業	--	--	--	1,338	1,494	1,104
085乗用車運転の職業	1,189	1,262	1,093	1,124	1,195	1,100
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	1,120	1,145	--	1,145	1,173	1,066
14建設・土木・電気工事の職業	1,138	1,183	1,143	1,303	1,756	1,271
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	--	--	1,182	1,369	1,864	1,286
094電気・通信工事の職業	1,138	1,183	1,064	1,277	1,553	1,493
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,093	1,109	1,079	1,093	1,129	1,071
095荷役・運搬作業員	1,141	1,167	1,085	1,145	1,222	1,094
096清掃・洗浄作業員	1,094	1,103	1,064	1,092	1,116	1,064
（IT関連計）	1,114	1,266	1,178	1,143	1,328	1,223
（福祉関連計）	1,350	1,469	1,311	1,364	1,524	1,337
（介護関連小計）	1,209	1,325	1,170	1,224	1,375	1,139

※ 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。

中途採用者採用時賃金情報（令和6年1月～令和6年3月）

（単位：千円）

ハローワーク大阪東管内

		年齢計	19歳	20歳 24歳	25歳 29歳	30歳 34歳	35歳 39歳	40歳 44歳	45歳 49歳	50歳 54歳	55歳 59歳	60歳 64歳	65歳
計		273	201	224	251	277	300	304	305	300	295	271	222
職業別	管理的職業	352	—	225	265	283	340	383	436	455	420	378	280
	専門的・技術的職業	295	197	232	273	300	334	343	327	313	297	344	270
	事務的職業	277	187	221	247	283	306	307	305	309	315	263	222
	販売の職業	272	194	233	252	279	290	314	319	329	351	271	272
	サービスの職業	252	202	216	244	261	283	270	283	262	259	234	187
	保安の職業	245	—	280	247	250	229	267	295	241	241	248	189
	農林・漁業の職業	249	—	304	175	250	212	271	300	—	250	—	250
	生産工程の職業	258	182	204	221	242	262	282	280	326	332	254	202
	輸送・機械運転の職業	219	—	227	207	204	228	235	207	219	238	212	201
	建設・採掘の職業	270	209	228	243	258	310	282	290	334	332	277	243
	運搬・清掃・包装等の職業	230	243	228	231	238	234	241	247	242	238	180	177
産業別	建設業	269	209	228	239	262	299	290	284	314	314	336	231
	製造業	289	189	222	252	278	312	332	339	336	360	273	222
	情報通信業	294	182	225	258	302	333	408	380	431	399	381	234
	運輸業，郵便業	240	243	227	234	228	266	267	243	239	253	209	199
	卸売業，小売業	278	177	223	248	273	289	314	331	329	348	308	321
	学術研究，専門・技術サービス業	291	218	234	274	292	304	298	334	334	331	350	244
	宿泊業，飲食サービス業	266	222	215	247	265	299	297	291	312	276	321	219
	生活関連サービス業，娯楽業	245	220	206	230	225	290	279	301	256	295	285	203
	教育，学習支援業	246	212	226	236	216	250	267	213	612	239	233	—
	医療，福祉	262	162	222	259	281	288	277	275	259	256	241	216
サービス業 （他に分類されないもの）	244	193	222	241	266	274	260	260	251	243	222	195	
事業所規模別	4人以下	268	228	212	256	258	285	286	294	280	289	306	212
	5～29人	262	192	222	244	258	278	290	299	300	267	279	246
	30～99人	266	192	226	248	268	284	291	297	285	318	262	207
	100～299人	262	192	219	247	270	292	279	293	275	287	230	199
	300～499人	281	205	228	246	284	285	301	329	342	344	275	249
	500～999人	307	199	233	276	305	383	381	327	370	353	374	247
	1000人以上	308	225	229	265	328	355	374	343	327	267	248	227

※ 平成23年6月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。

中途採用者採用時賃金情報（令和6年1月～令和6年3月）

（単位：千円）

大阪労働局管内

		年齢計	19歳	20歳 24歳	25歳 29歳	30歳 34歳	35歳 39歳	40歳 44歳	45歳 49歳	50歳 54歳	55歳 59歳	60歳 64歳	65歳
計		260	200	220	247	265	282	284	287	278	278	262	222
職業別	管理的職業	350	243	232	268	295	340	357	418	407	456	430	277
	専門的・技術的職業	280	207	228	263	285	302	306	312	298	302	297	271
	事務的職業	269	201	219	245	269	291	298	292	291	314	281	243
	販売の職業	264	198	227	251	271	287	296	300	295	300	262	218
	サービスの職業	241	191	214	235	252	266	260	260	249	238	227	201
	保安の職業	207	212	213	230	210	217	240	249	225	214	193	176
	農林・漁業の職業	224	214	209	226	220	219	277	275	233	206	203	218
	生産工程の職業	231	188	205	219	233	244	246	247	246	255	237	224
	輸送・機械運転の職業	249	182	220	239	251	263	259	263	259	250	240	215
	建設・採掘の職業	261	208	228	249	266	284	297	308	299	290	276	234
	運搬・清掃・包装等の職業	234	227	224	236	237	245	239	246	241	230	209	184
	産業別	建設業	266	208	226	249	265	288	298	311	301	300	303
製造業		268	196	214	242	264	295	303	302	299	310	274	208
情報通信業		294	185	231	264	296	324	378	374	344	437	325	348
運輸業，郵便業		249	205	220	237	250	265	258	263	260	252	245	217
卸売業，小売業		263	190	219	246	264	277	286	295	291	308	281	248
学術研究，専門・技術サービス業		284	227	229	264	293	306	310	333	320	313	331	284
宿泊業，飲食サービス業		241	182	212	232	248	273	262	271	267	246	243	201
生活関連サービス業，娯楽業		234	193	211	229	244	243	260	263	251	249	241	202
教育，学習支援業		263	212	225	239	251	272	285	293	304	346	295	202
医療，福祉		254	196	224	253	265	266	262	261	256	254	249	240
サービス業 （他に分類されないもの）	247	213	218	237	255	272	282	280	266	259	233	186	
事業所規模別	4人以下	256	209	226	247	260	273	274	280	263	267	265	218
	5～29人	253	204	218	242	252	270	275	274	275	268	263	219
	30～99人	257	197	220	243	260	270	272	285	276	282	258	227
	100～299人	258	200	219	245	261	276	279	287	275	280	250	215
	300～499人	268	199	229	252	271	291	287	301	290	293	272	255
	500～999人	274	215	228	255	272	304	306	302	311	320	339	220
	1000人以上	279	178	214	257	301	325	334	318	292	276	238	191

※ 平成23年6月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。

免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数（主な資格のみ掲載）

2024年3月時点

免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数		免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数	
	大阪東	大阪	大阪東	大阪		大阪東	大阪	大阪東	大阪
第一種電気主任技術者	0	3	1	19	TOEIC(600点～)	21	206	10	29
第三種電気主任技術者	4	76	9	119	日本語検定1級	19	193	0	1
1級電気工事施工管理技士	5	30	8	58	日本語検定3級	10	95	0	0
2級電気工事施工管理技士	1	24	12	68	日商簿記1級	6	122	1	15
一級建築士	16	97	79	322	日商簿記2級	189	1,870	58	308
二級建築士	13	165	34	323	日商簿記3級	176	2,023	87	396
1級建築施工管理技士	6	78	85	397	簿記能力検定(全経2級)	13	93	4	16
2級建築施工管理技士	7	66	69	337	運行管理者(貨物)	13	195	2	54
1級土木施工管理技士	8	100	165	515	メディカルクラーク(医療事務技能審査)	6	101	3	27
2級土木施工管理技士	2	62	154	532	医療事務資格	32	307	6	79
1級造園施工管理技士	1	14	1	43	登録販売者(一般医薬品)	18	219	1	129
薬剤師	21	268	49	478	理容師	2	50	3	1,095
保健師	12	120	30	191	美容師	55	507	24	1,470
助産師	12	80	3	52	ネイリスト技能検定試験2級	4	36	0	17
看護師	156	1,696	571	4,679	ネイリスト技能検定試験3級	4	64	0	13
准看護師	24	425	338	2,647	調理師	109	1,228	244	2,478
臨床検査技師	13	112	13	110	警備員検定試験(1級)	0	2	0	10
理学療法士	8	109	74	857	警備員検定試験(2級)	1	4	0	25
作業療法士	1	48	62	700	大型自動車免許	59	1,197	30	1,213
歯科技工士	9	70	8	49	大型自動車第二種免許	24	397	10	428
歯科衛生士	19	246	32	431	普通自動車免許	2,110	32,106	263	3,247
診療放射線技師	4	52	11	85	普通自動車第二種免許	34	455	380	1,760
言語聴覚士	3	26	48	365	大型特殊自動車免許	9	205	0	59
管理栄養士	19	292	89	704	自動二輪車免許	52	978	33	251
栄養士	36	506	116	1,507	原動機付自転車免許	12	393	239	916
あん摩マッサージ指圧師	0	16	51	254	牽引免許	19	318	2	226
はり師	0	63	57	342	フォークリフト運転技能者	171	3,519	292	2,567
きゅう師	0	58	26	260	中型自動車免許	19	411	128	1,875
柔道整復師	7	84	69	386	中型自動車第二種免許	2	49	7	102
臨床心理士	1	31	21	116	8トン限定中型自動車免許	24	440	64	874
社会福祉士	26	276	195	1,218	危険物取扱者(乙種)	60	935	29	310
介護福祉士	122	1,734	739	7,572	危険物取扱者(丙種)	9	95	0	30
保育士	72	1,260	356	3,100	溶接技能者	2	20	2	25
ホームヘルパー1級	6	53	46	428	ガス溶接技能者	7	307	0	77
ホームヘルパー2級	80	1,450	676	4,712	アーク溶接技能者(基本級)	6	165	5	90
精神保健福祉士	13	96	79	498	二級自動車整備士	9	109	9	217
介護支援専門員(ケアマネージャー)	26	380	107	1,352	三級自動車整備士	5	65	11	172
介護職員基礎研修修了者	3	40	26	276	自動車検査員	2	41	2	63
福祉用具専門相談員	3	96	2	79	2級ボイラー技士	9	173	9	61
介護職員初任者研修修了者	61	983	1,135	9,247	クレーン・デリック運転士(クレーン限定)	2	116	3	43
介護職員実務者研修修了者	27	376	369	4,373	移動式クレーン運転士	12	196	5	114
税理士	3	19	8	37	小型移動式クレーン運転技能者	12	207	4	96
社会保険労務士	18	142	147	201	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能者	0	36	5	36
幼稚園教諭免許(専修・1種・2種)	56	981	63	1,125	車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能者	6	138	3	171
小学校教諭免許(専修・1種・2種)	24	316	111	408	玉掛技能者	56	1,233	71	819
中学校教諭免許(専修・1種・2種)	39	574	24	144	第一種電気工事士	7	168	23	311
宅地建物取引士(旧:宅地建物取引主任者)	86	810	379	742	第二種電気工事士	48	721	106	899
管理業務主任者	5	88	11	23	足場の組立て等作業主任者	3	52	2	114
実用英語技能検定2級	67	741	3	25	1級管工事施工管理技士	3	28	19	70
TOEIC(730点～)	53	450	7	27	2級管工事施工管理技士	2	26	15	109